

# 令和7年度 税制改正～退職所得の源泉徴収票等の提出範囲等について～

令和7年度税制改正が行われました。

その改正内容のうち、退職所得の源泉徴収票等の提出範囲の概要についてお知らせいたします。

令和7年度税制改正により、「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の提出範囲が見直されました。

## ＜概要＞

「退職所得の源泉徴収票」は、受給者交付用と税務署提出用に加え、市区町村に提出するための「特別徴収票」を兼ねていることから、帳票の名称は「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」となっています。

現行では「退職所得の源泉徴収票等」を提出しなければならない方は、法人の役員に対して退職手当、一時恩給その他これらの性質を有する給与の支払をする方です。受給者が法人の役員以外（従業員）の場合は、受給者のみに交付すればよく、税務署長や市町村長への提出は不要とされています。

改正後は**全ての受給者に拡大**され、受給者が従業員の場合も提出することが必要となります。

**令和8年1月1日以後に支払うべき退職所得等に係る源泉徴収票等に適用されます。**

※ 死亡退職により退職手当等を支払った場合は、相続税法の規定による「退職手当金等受給者別支払調書」を提出することになりますので、この場合には「退職所得の源泉徴収票等」を提出する必要はありません。

## ＜提出範囲＞

退職所得の源泉徴収票等は、退職手当等を支払ったすべての方について作成し交付することとされていますが、現行では、税務署と市区町村へ提出しなければならぬのは、受給者が法人の役員である場合に限られています。令和8年1月1日以後は全ての役職員（居住者）に拡大されます。なお、この場合の役員には相談役、顧問その他これらに類する方が含まれます

## ＜提出等の方法＞

退職所得の源泉徴収票等は、退職後1ヶ月以内に支払者の所轄税務署および支払った年の1月1日現在の受給者の住所地の市区町村にそれぞれ1枚ずつ提出しなければなりません（税務署へ提出するものは、その年中に退職した受給者分を取りまとめて翌年の1月31日までに提出しても差し支えありません。）。

なお、退職所得の源泉徴収票等は、上記提出範囲にかかわらず、退職後1ヶ月以内にすべての受給者に交付しなければなりません。

（注）あらかじめ受給者の承諾を得る等一定の要件の下、書面による交付に代えて、退職所得の源泉徴収票等に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。ただし、電磁的方法により提供した場合でも、受給者から請求があるときは、書面により交付しなければなりません。

## ＜適用時期＞

この改正は、**令和8年1月1日以後に支払うべき退職所得等に係る源泉徴収票等に適用されます。**

詳細につきましては、国税庁ホームページでご確認ください。